

農業研修の受入・支援可能な市町村等一覧

福島県農業振興公社就農支援センター
(令和2年6月17日現在)

○市町村

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
伊達市	伊達市農業研修支援事業	○研修生 伊達市において新たに就農しようとする65歳以下の者又は、既に就農して5年以内の親元就農者 ○受入農家 原則として、農業経営開始から5年以上経過している認定農業者等(指導を行うことのできるものが2名以上いること)	栽培又は飼養技術等の研修を実施した研修生、受入農家に支援を行います。 研修期間 1ヵ月以上1年以内 (1ヵ月おける研修 8日以上22日以内かつ48時間以上177時間以内) 研修生支援金 研修1時間250円(上限:月30,000円) 受入農家支援金 研修生にかかる支援金の2/3以内の額 ※3親等以内の親族を除く	随時	各2名程度	—	農政課 TEL:024-577-3173
国見町	くにみ農業ビジネス訓練所	①国見町在住若しくは国見町内の土地を活用して新規就農する意欲のある方 ②国見町内への農作物の出荷販売を目指し、福島県県北地方で新規就農する意欲がある方	・野菜栽培技術を学ぶ研修 ・1年間1,200時間以上 ・農業次世代人材投資資金(準備型)指定研修機関 ・IターンやUターンを対象とした住宅補助支援措置あり	令和3年度研修生を令和3年1月頃から3月まで募集	3名	国見町のホームページ	国見町産業振興課 TEL:024-585-2986
郡山市	こおりやま園芸カレッジ	園芸作物(野菜、花き)でこおりやま広域連携中枢都市圏内に就農しようとする18歳以上60歳以下の方	・野菜・花卉の栽培技術習得のための講義、実習、市内先進農家視察等 ・研修期間:1年 ・研修時間:概ね1,200時間(155日)以上 ・農業次世代人材投資資金(準備型)対応	令和2年度研修生を令和元年12月中旬から令和2年1月下旬まで募集	3名程度	https://www.city.koriyama.lg.jp 郡山市ウェブサイトから「こおりやま園芸カレッジ」で検索	園芸振興センター TEL:024-957-2880
須賀川市	岩瀬きゅうり担い手育成事業	以下の要件を全て満たす者 ・18歳以上45歳未満の者 ・心身とも健康な者 ・須賀川市農業公社と雇用契約ができる者 ・研修終了後、須賀川市に居住し、きゅうり農家として就農する意欲のある者	(研修内容) ・農作業 農業公社が行う定植、肥培管理、収穫、調整作業等の農作業に従事 ・農産加工 農業公社が行う農産加工や商品販売に従事 ・きゅうり栽培の実地研修 きゅうりを栽培する認定農業者のもとで、定植から出荷までの一定期間、きゅうりの栽培に従事 ・各種研修会への参加 福島県が主催する研修会等へ参加 (研修条件・待遇) ・研修時間 8時30分～17時15分 ※きゅうり栽培の実地研修はこの限りではない ・休日・休暇 土日・祝日 ※きゅうり栽培の実地研修はこの限りではない ・給与及び通勤手当を支給 ○給与 日当6,700円 ○通勤手当 通勤距離に応じて月額最大12,000円	令和2年3月上旬～4月中旬(今年度の募集は終了しました)	1名	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shigoto_sangyo/sangyoshinkou/nogyo/1003360/1003361.html	経済環境部 農政課農業政策係 TEL:0248-88-9138
白河市	しらかわ農業未来塾の活動支援	しらかわ農業未来塾 ・市内の新規就農者 ・原則年齢が満50歳未満である者で構成	・しらかわ農業未来塾では、青年就農者を対象とした経営に関する学習会、先進農業施設・先輩農家への視察研修など随時行っている。 ・市内の新規就農者を対象に、しらかわ農業未来塾の活動を周知し、若手の農業者同市のつながりを深め、地域で知識や情報を共有することを目的とし、参加を促す。	随時	—	—	産業部農政課 (農業振興係) TEL:0248-22-1111 内線2224

会津美里町	新規就農者育成奨励金事業	(就農者補助) 以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、かつ居住している者 ・申請時の年齢が55歳未満であつて、農業の生計の中心として位置づけ、自己努力と自立経営の意欲をもって5年以上、かつ、年間150日以上農業に専従する者 ・町より就農計画の認定を受けた者 ・就農後5年以内に認定農業者になる意思がある者(研修受入補助) ・以下の条件を満たすもの 就農者補助の交付要件を全て満たす就農者の研修を受け入れる、本町に住所を有する農業者	対象事業 ・農業振興の中核となる担い手を確保し、育成するため、新規就農者及び研修受入農家に対し資金を交付 (就農者補助) ・農家の跡取りの新規就農に対しては月5万円 ・新たに町に居住した新規就農者に対しては月10万円 ・新たに町に居住し夫婦で新規就農した場合は月15万円 *補助対象期間 36か月 (研修受入補助) ・就農者の研修を受入れる、本町に住所を有する農業者に対し月1万円 ※補助対象期間12か月	随時	予算範囲内	http://www.town.aizumisato.fukushima.jp	農林課農政係 TEL:0242-56-3914
三島町	三島町農産事業基金(就農研修支援資金)	新規就農研修体制整備事業による新規就農研修者(三島町の農地等を利用し新規就農希望する65歳までの者)	・就農研修期間中の生活費を支援する。 ・貸付期間は5年以内(うち償還猶予期間2年以内) ・貸付利子は無利子 ・償還方法は均等償還(繰り上げ償還可能) ・貸付限度額は月額上限50,000円	随時	人数の定めなし	http://www.town.mishima.fukushima.jp/	産業建設課産業係 TEL:0241-48-5566
昭和村	昭和村新規農業参入推進事業	以下の要件を全て満たす者 ・18歳以上 ・昭和村に居住、または今後5年以上、昭和村に居住し、中核的農業者となり得る者(認定就農者、認定新規農業者を目指す) ・研修終了後直ちに就農する者	○ 研修期間 1年 ○ 研修場所 村内農家 ○ 研修内容 宿根カスミノウの栽培及び経営計画 ○ 研修費用助成 指導農家への謝礼金(指導農家へ支払) 研修を終えた方は下記の支援制度があります ●初期経営支援 カスミノウ苗の購入代金の1/2助成(上限50万円、2年間) ●農地代助成 地代の1/2(上限1万円、3年間) ●就職奨励金 10万円(就農した場合10万円支給) ●住宅・作業小屋家賃助成 家賃の1/2(上限1万円、3年間) その他、県補助事業、県農業制度金融制度について、導入支援	毎年4/1~10/末	2組	http://www.village.shiwa.fukushima.jp/	TEL:0241-48-5566
南会津町	新規就農者支援事業 ※国県等の類似する補助事業等に該当する者は除く	【研修業務補助金】 ・補助対象者 ①町内在住者及びUターン者 ②Iターン者 経営責任者の年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者 ・交付の条件 研修業務終了後、町内で新たに重点振興作物を概ね20㎡以上栽培し農業を営む者農業経営技術研修機関及び団体に助成	【研修業務補助金】 ○補助金額 1人当たり月額150,000円以内の80% ○助成期間 原則として年6か月以上8か月以内で、最大16か月の栽培期間に限る	随時	—	http://www.mina.miaizu.org/	農林課農政係 TEL:0241-62-6220
下郷町	下郷町夢ある農業担い手育成支援事業(農業次世代人材投資資金受給者を除く)	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上60歳以下の者	○月額8万円を助成(最長1年間) 「交付条件」 研修終了後、町内で新規に就農することが確実な者	随時	—	http://town.shimo.fukushima.jp/	農林課農政係 TEL:0241-69-1188

只見町	只見町新規農業参入者支援事業(研修支援)	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、新たに農業を始める者 ・18歳以上65歳以下の者であつて、18歳以上65歳以下の同居の親族がいる者 ・町内居住し、就農計画の認定後、10年以上当該就農計画に基づき、就農することが確約できる者	○研修期間 1年以内 ○研修場所 町内農家 ○研修内容 施設園芸作物(トマトなど)の栽培及び経営計画 ○研修助成金 8万円/月 ※就農前の研修を対象	随時	予算の範囲内による	http://www.town.tadami.lg.jp/lifeguide/cat01/cat3/000028.html	農林建設課農林係 TEL 0241-82-5230
南相馬市	南相馬農業復興チャレンジ塾	南相馬市の農業の復興に関心があり、意欲のある方(※対象者は、概ね18歳~50歳程度で、市外の方でも申込可能)	研修カリキュラム 1.講師による講義 2.塾生による農業経営の調査研究 3.先進地視察調査	随時	30名程度(継続塾生含む)	https://www.city.minamisoma.lg.jp	経済部農政課振興係 TEL:0244-44-6807
飯舘村	次世代営農者育成事業	新規就農希望者	農業研修講師報酬 25,000円 農業研修生受入報酬 75,000円	—	5名 15名	—	産業振興課農政第一係 TEL:0244-42-1621